

須賀川市 訪問介護に関するQ & A集 (第5版)

平成 18 年 8 月 1 日
須賀川市高齢福祉課

注 平成 18 年 4 月 1 日以降の介護保険制度の改正に対応しています。
今後、国・県からの通知等により取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。
介護保険制度改正に係る追加・変更部分に◁印を記載してあります。

介護保険制度改正及び関連事項における要旨

1 指定介護予防サービス

在宅の要支援者が介護予防を目的として、地域包括支援センターを介護予防支援事業者とする指定介護予防サービスが創設された。

介護予防訪問介護の介護報酬の算定構造は、訪問介護に要する標準的な時間に応じた評価を廃止し、月あたりの定額払いとなった。

厚生労働省告示第 127 条 (平成 18 年 3 月 14 日)

(要旨) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定め、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

介護予防訪問介護については、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分は一本化され、対象となるサービス範囲は訪問介護と同じ取扱いとなった。

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 17 日老計・老振・老老発第 0317001 号)

指定介護予防支援事業者による適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される 1 週あたりのサービス提供頻度に基づき、以下の各区分に位置付けられる。

イ 介護予防訪問介護費 () 1,234 単位 要支援 1・2 で週 1 回程度 (1 ヶ月につき)

ロ 介護予防訪問介護費 () 2,468 単位 要支援 1・2 で週 2 回程度 (")

ハ 介護予防訪問介護費 () 4,010 単位 要支援 1・2 で週 2 回を超える程度 (")

その際、1 回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を介護予防訪問介護事業者 (地域包括支援センター) が作成する介護予防訪問介護計画に位置付けることになる。

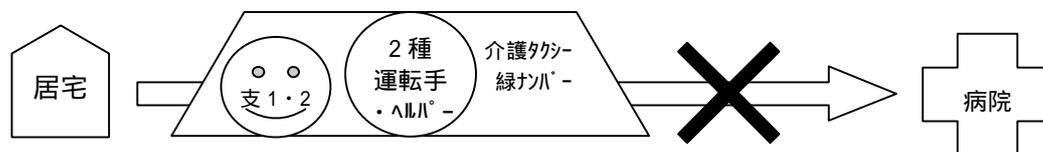
なお、要支援 1・2 については、通院等乗降介助については、算定されない。

2 「福祉有償輸送に係る重点指導期間」について

NPO 等のボランティアによる福祉有償輸送等については、道路運送法第 80 条第 1 項に基づく許可制であったが、道路運送法の一部改正により、許可制から新たに登録制が導入されることになり、その移行期間として「重点指導期間」が本改正法の施行時期である平成 18 年 10 月 1 日に合わせ、平成 18 年 9 月末までに延長された。

1 要支援1・2の高齢者の介護タクシー利用について

Q 要支援1・2の高齢者は、介護タクシーは利用できないのか。



A 要支援1・2の高齢者については、「通院等乗降介助」は介護報酬として算定できない。
「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日老計・老振・老老発第0317001号)

状態として、乗降車等に介助を要する心身の状況は、一般的に要介護1以上に該当する
場合がほとんどであると考えられるので、要支援1・2の高齢者が介助を必要とする状況
にある場合は、心身の状況が著しく悪化していることが想定されるため、その状況が長期
的に固定化することが懸念される場合は、要支援1・2の認定期間中であっても要介護認
定申請(要介護認定者の区分変更申請と同じ手続き)をする必要があると思われる。

ただし、バスや電車等の公共交通機関を利用して通院・外出介助を行う場合は、自立支
援の観点から、個別具体的な状況をみながら、適切なケアマネジメントを経て、居宅にお
いて行なわれる目的地に行くための準備行為を含む一連のサービスとして利用することは
可能である。

2 通院等に利用する車両による介護報酬の算定方法

Q ホームヘルパーが自宅から病院までの要介護者の通院介助を行うとき、次の ~ にお
いて介護報酬をどのように算定できるか。

介護タクシー(タクシー会社等で訪問介護サービスの指定を受けた事業者の第2種自動
車免許を持つホームヘルパーが運転する緑ナンバーの車両)を利用する場合

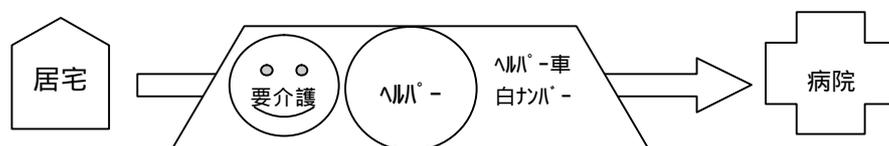


A 資料とは・・・平成18年4月版「介護報酬の解釈」1単位数表編 社会保険研究所編
「乗降車の介助」(片道で100単位)を算定する。(資料p144頁)

単に乗降車の介助のみで、居室での声かけから病院等での移動等の介助又は受付の介助
を行わなければ算定できない。(資料p150注4)H15.5.8厚生労働省通知

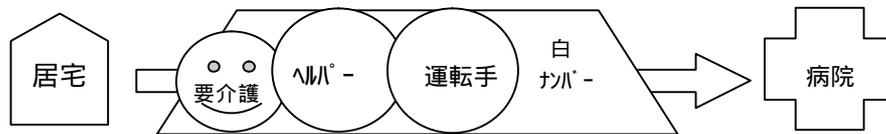
また、引き続き院内において長時間の移動等の介助を行った場合においても「乗降車の
介助」(片道で100単位)として包括して評価する。 H15.5.8厚生労働省通知

ホームヘルパーが自らの運転する白ナンバーのヘルパー車に要介護者を乗せ移送し(運
賃は無料)、乗降車の介助を行った場合



- A 道路運送法に抵触するおそれがあるため、陸運支局において一般乗用旅客自動車運送事業の認可等の必要な手続きをする必要がある。（資料 p162 2 道路運送法との関係）
 一般乗用旅客自動車運送事業等の認可等の手続きについては、須賀川市ホームページの「すかがわ介護ネット」<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kaigo/index.html> に「介護輸送に係る法的取り扱いについて」で掲載中である。
 詳しくは、福島運輸支局輸送課（024-546-0343）へ
 また、現在のところ県への届出が必要となる「乗降車の介助」は算定できない。
 県の回答 詳しくは、福島県介護保険グループ 024-521-7745

ホームヘルパー事業者の運転手が白ナンバーの車両に要介護者を乗せ（運賃は無料）、ホームヘルパーが同乗し通院介助を行った場合



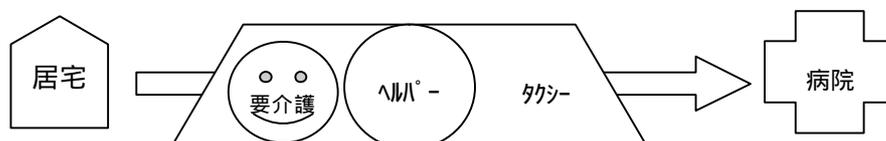
- A 同乗するホームヘルパーが、居宅・移動・移送中・降車・移動・病院内等において、ケアプランに位置付けられた心身の状況に基づく介護の必要性により、移動の前後において居宅における外出に直接関連しない 30 分～1 時間程度以上の身体介護と連続して乗車前（後）の身体介護を行ったときは、「身体介護中心型」の算定ができる。ただし、移送中の時間については見守り、気分の確認などが必要な場合のみ算定できる。
 （資料 p163（3）、（3）'）

ホームヘルパーが居室からの移動の介助、乗降車の介助、病院への移動の介助、受付の介助といった乗降車の介助に該当するサービスのみを行う場合（居宅における身体介護、移送中の気分の確認等の介護または病院内での介護を行わない場合）においては、サービス提供時間が 20 分を超えたとしても「乗降車の介助」を算定することとし、「身体介護中心型」は、算定できない。この場合は、「乗降車の介助」算定に関する県への届出がない事業所についてはこのサービスを提供することができない。

このサービスを利用することにより報酬を算定できる利用者とは、下の ように一般のタクシーを利用したとしても、ホームヘルパーによる居宅での身体介護や通院・外出介助により「身体介護中心型」を算定する必要がある利用者である。「乗降車の介助」のみで十分な利用者については、「身体介護中心型」は、算定できない。また、「乗降者の介助」を算定できる利用者が要介護 1 以上であることからすると、特に市が認める場合を除き、要支援 1・2 の認定者については算定できず、問 1 のとおり、適切なケアマネジメントを経て、適当と判断される場合は、公共交通機関の利用によることになる。

ただし、指定事業者については重点指導期間の内外を問わず、道路運送法の許可を受けて、「乗降車の介助」算定に関する県への届出を行って乗車又は降車の介助を行うよう指導を強化していく。

普通のタクシーに要介護者とホームヘルパーが乗り、通院介助を行った場合



A 「身体介護中心型」を算定する。ただし、移送中の時間については見守りが必要な場合にのみ算定できる。

要支援1・2の認定者については、問1のとおり、適切なケアマネジメントを経て、適当と判断される場合は、公共交通機関の利用によることになる。

なお、タクシーも公共交通機関に含まれる。

(資料 p1032 介護報酬に係る Q & A【平成 15 年 4 月版】 Q23)

介護タクシーにもう1人のホームヘルパーが乗り、通院介助を行った場合



A 1人のホームヘルパーでは乗降車の介助が困難（エレベータのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させるとき、体重が重い利用者の移動介助を行うときなど）であり、2名のホームヘルパーによる介助が必要な場合、適切なアセスメントにより車両の移動時も見守り、気分の確認などが必要とケアプランに位置付けられている場合は、1人分の「身体介護中心型」を算定することができる。

病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によっては、病院内に1名のホームヘルパーが残って移動の介助等を長時間継続した場合は、それを含めた合計時間で算定する。このとき、院内介助を行わないもう一人のホームヘルパーは、同時に「乗降車の介助」は、算定できない。

また、2名のホームヘルパーが20分以上の手間のかかる介護を行った場合は、「身体介護中心型」231単位×200/100=462単位を算定できる。（この場合は、市Q&A集の問4の取扱いにかかわらず、1人のヘルパーが運転手を兼務しているときであっても、要介護1以上の利用者について「身体介護中心型」を算定できる。）

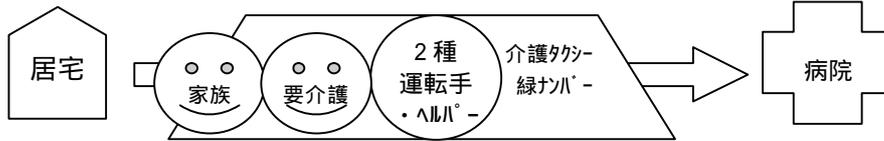
H15.5.28 福島県介護保険グループに確認

ホームヘルパーのうち1人が3級ヘルパーである場合、3級ヘルパーについては所定単位数に70/100を乗じて得た単位数を、それ以外のホームヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定することになる。したがって、所定単位数に170/100を乗じて得た単位数が算定されることになる。

(資料 p153 注7) H15.5.8 厚生労働省通知

サービス内容	算定単位数
2人のホームヘルパーが乗降車の介助のみを行った場合。	100 単位
運転手以外のホームヘルパーが20分以上の手間のかかる身体介護を行った場合。	231 単位
算定できない。(身体介護と乗降車介助は同時に算定できない)	100 単位 × 200/100 = 200 単位 ×
算定できない。(身体介護と乗降車介助は同時に算定できない)	100 単位 + 231 単位 = 331 単位 ×
2人のホームヘルパーが20分以上の手間のかかる身体介護を行った場合。	231 単位 × 200/100 = 462 単位

介護タクシーに家族が同乗した場合



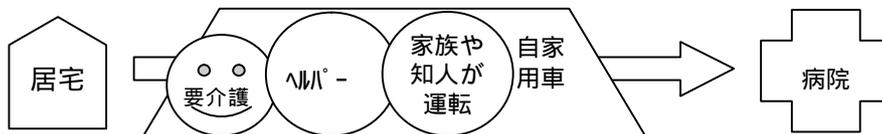
- A 介護タクシーについては、「乗降車の介助」は報酬として評価するが、運賃は評価しないため、利用者は実費を負担することとなり、家族が同乗することは基本的に問題はない。ただし、家族が乗降車の介助ができるのにタクシー代を安くするために利用するのではなく、乗降車の介助を行うことが困難な高齢の介護者が医師との問診のため利用者とともに病院に行く必要がある場合に利用するなど、適切なアセスメントに基づく必要性からケアプランに位置付ける必要がある。 H15.3.19 県介護保険グループに確認

社会福祉協議会等の実施するボランティアによる移送サービスの車両（福祉有償運送に係る運営協議会の調整を経て道路運送法第80条第1項の公共の福祉を確保するためやむを得ない場合として例外許可（平成18年10月以降は登録制となる）の対象となった会員登録制で行われている移送サービスの車両）にホームヘルパーが同乗し、通院介助を行った場合



- A 「身体介護中心型」として算定できる。 H15.3.19 県介護保険グループに確認

家族や知人が運転する車両に、要介護者とともにホームヘルパーが同乗し通院介助を行った場合



- A 「身体介護中心型」として算定できる。ただし、運転者に介護経験が無いこと、運転者の身体状況等により身体介護が困難なためホームヘルパーによる介助が必要な場合や、運転中も見守りや気分の確認などが必要な場合など、適切なアセスメントに基づく必要性に応じてケアプランに位置付ける必要がある。

H15.3.19 県介護保険グループに確認

3 複数の要介護高齢者に「乗降車の介助」を行った場合の介護報酬

Q 介護タクシーに2名の要介護高齢者を乗せ乗降車の介助を行った場合は、利用者2人分の「乗降車の介助」を算定できるのか。



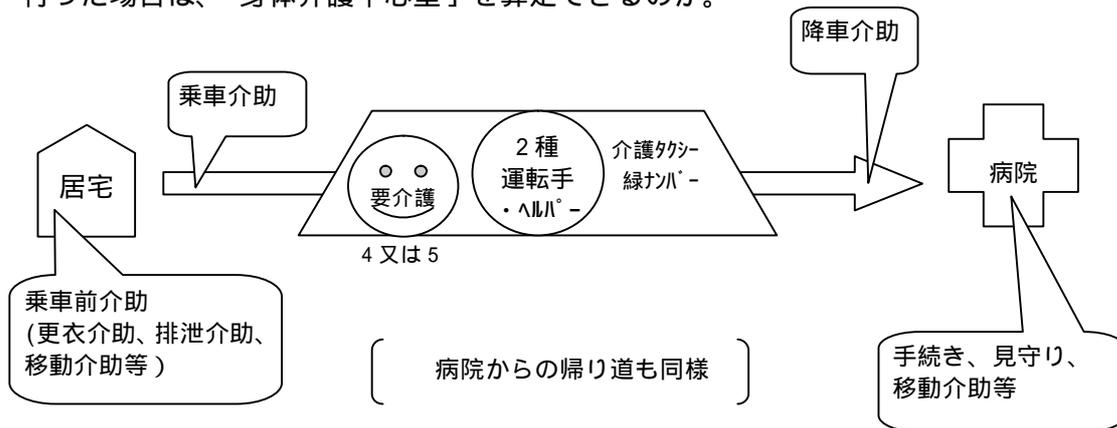
A 乗降車時に1人の利用者に対して1対1で介助を行う場合は、それぞれ「乗降車の介助」を算定できる。

ただし、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化することが必要になる。

(資料 p150 注4)

4 「乗降車の介助」と「身体介護中心型」の区分

Q 介護タクシーの運転手兼ホームヘルパーが乗降車の介助に連続して長時間の身体介護を行った場合は、「身体介護中心型」を算定できるのか。



A 要介護4又は5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「乗降車の介助」ではなく、乗車前と乗車後の身体介護に要した所要時間を合算し(運転時間は除く)「身体介護中心型」を算定できる。(単に移動等の乗降車の介助が20分を超えというものは算定できない。)この場合には、同時に「乗降車の介助」を算定することはできない。

(資料 p163(2)・(2)') Ⅷ H15.5.8 厚生労働省通知(2)・(2)'

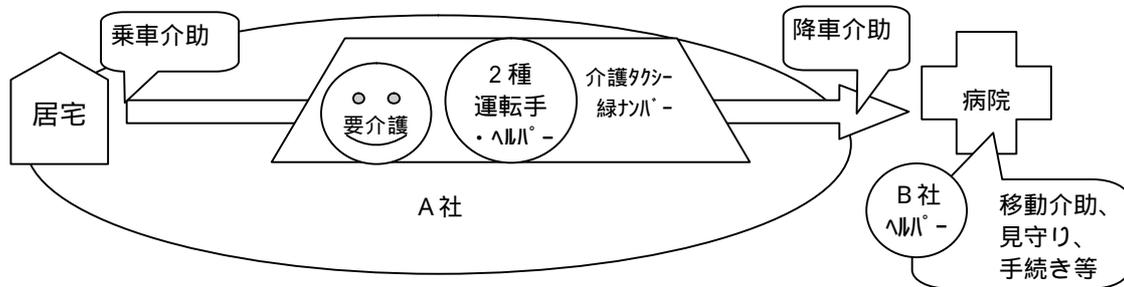
要介護1~3の利用者については、このサービス形態で介護タクシーを利用した場合も、「乗降車の介助」を算定し「身体介護中心型」は算定できない。

ただし、「乗降車の介助」に連続し、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助など)を30分から1時間程度以上行い、居宅における外出に直接関連しない身体介護が中心である場合は、乗降車の介助を含めた全体の所要時間(運転時間は除く。)について「身体介護中心型」を算定できる。この場合には、同時に「乗降車の介助」を算定することはできない。

(資料 p163(3)・(3)') Ⅷ H15.5.8 厚生労働省通知(3)・(3)'、H15.5.13 県事務連絡

5 「乗降車の介助」と病院においてだけ提供される「通院、外出支援」の報酬について

Q A社の介護タクシー利用により乗降車介助を行い、病院内でB社のヘルパーにより移動等の介助、見守り、手続き等の「通院、外出支援」の身体介護を行い、また、A社の介護タクシーが迎えに来る場合、A、B両社とも介護報酬が算定できるのか。



A 訪問サービスは、居宅において行われるものとされており、居宅以外の病院等で提供するB社のサービスについては、介護報酬を算定できない。同一事業所のホームヘルパーであっても病院で待っているホームヘルパーの介助については算定できない。

通院・外出介助に対して「身体介護中心型」を算定する場合は、サービスの出発点は居宅でなければならない。

A社の「乗降車介助」についても、利用者の車から病院内への移動までをもって一連のサービスとして評価されるものであり、病院に車を止め、後はB社のヘルパーにまかせただけでは、介護報酬を算定できない。(資料p150注4)

なお、A社が「乗降車介助」に特化したサービスを提供するとすれば、運営基準第29条の2に定める「介護等の総合的に提供・・・」に違反するおそれがある。

6 介護タクシーの利用目的(行き先)について

Q 次の目的地へ行く場合、介護タクシーの利用により介護報酬を算定できるか。



通所介護または通所リハビリテーション

短期入所生活(療養)介護施設

介護保険施設、病院への入所・入院および退所・退院

今後受けるサービスを選択する目的により、上記 ~ の施設の見学

理髪店または美容院

買い物

鍼・灸・接骨院等

市役所等公共機関

選挙の投票所

金融機関

親族や友達の家、冠婚葬祭、病院へ知人へのお見舞い、盆踊りなどの地域行事への参加

公園、観劇、旅行

A 通所サービス施設においては、送迎が必要な利用者がある場合は、通所サービス施設の責任において送迎を行うべきであり、従来は選択による送迎加算であったが、それを基本部分に含めた報酬設定となったことから、別に訪問介護の報酬を算定することはできない。

ア 利用者の居住地が通所サービスの送迎実施区域以外の場合は交通費を請求できる。

県介護保険報酬等の改正についての質問と回答(その5) 修正版2【6】

イ 送迎は基本的に通所サービスの送迎実施区域であれば事業所が行うものであるが、家族が自主的に送迎する場合は、それを拒むものではない。

県介護保険報酬等の改正についての質問と回答(その5) 修正版2【6】

ウ 送迎が基本単位に包括され、必要のない利用者以外の送迎は事業所で行うことが基本であるが、家族の意向で福祉タクシーを利用したい場合の受け入れについては、家族が見守りで送迎したい場合は受け入れ可能であり、また、事業所において送迎を実施しない曜日・時間帯であり、事業所では送迎を実施できないが、それでも福祉タクシーを利用してでも希望の曜日に通所サービスを実施したいとの希望があった場合は、受け入れは可能であるが、介護保険の介護報酬は算定できない。

県介護保険報酬等の改正についての質問と回答(その7)【6】

短期入所施設の送迎を利用することが基本であるが、次の事情により短期入所施設が送迎できない場合は介護タクシー利用による介護報酬が算定できる。

ア 利用者の居住地が短期入所サービスの事業実施区域以外の場合

イ 利用者の居宅周辺の地理的な条件から、施設で行う送迎の利用が困難な場合。例えば、利用者の居宅周辺の道路が狭く、施設の送迎車両が利用者の居宅前まで行くことが出来ないなど。

ウ 利用者の心身の状況により施設で行う送迎の利用が困難な場合

上記のア～ウに該当するのは特殊事情であり、その背景(例えば、ウであれば主治医の意見であるとか)も含めて支援経過表等に必要な理由を記載すること。

訪問介護サービスは、介護保険法上「居宅において」提供されるサービスであり、「乗降車の介助」と「通院・外出介助」は、居宅での生活を営むうえで日常的に必要なサービスであるため認められているが、入所・入院および退所・退院は居宅サービスの対象にならないため介護報酬は算定できない。家族などが介助・移送するか、一般の福祉タクシーの利用により対応することになる。

算定できる。

算定できる。

買い物については、基本的に生活援助としてホームヘルパーが行うことになるが、家族の状況や利用者が直接外出し品物を選ぶ必要がある(例えば、衣類を買うとき、好みやサイズが合わない困る)など必要性を明確にした上でケアプランに位置付けた場合は、算定できる。

この場合も、単に移送だけでなく、乗降車、店内の移動、会計等に援助がなければ買い物をするのが困難な者が対象となる。

医療機関と同様に算定できる。

本人が公共機関(市役所、支所、保健センター、市の出張所、税務署、警察署等)に出向いて手続きなどをする必要がある場合、算定できる。

算定できる。

本人が自己の財産を管理する意思(ホームヘルパーに通帳を預けたくない)があるとき、本人が手続きをする必要がある場合など、算定できる。

利用者の個別の意向によるものであり、算定できない。

利用者の個別の意向によるものであり、算定できない。

から までの利用目的については、交通機関等を利用した通院・外出介助による「身体介護中心型」の利用目的と同様である。

その他の利用目的で日常生活上必要なものがあれば、市に確認すること。

7 通院介助における病院内の待ち時間等の取扱いについて

Q 通院介助において、受付後の診察までの待ち時間や診察・処置を行っている時間は報酬が算定できるか。



A 呼び出しまでの待ち時間については、見守りや気分の確認等が必要な場合にのみ算定できる。ただ、待っているだけでは算定できない。

診察・処置の時間は、基本的に利用者が病院の職員の介助を受けるため、算定できない。ただし、診察・処置上の必要性により介助を行う場合（意思の疎通が困難な利用者の問診の補助、点滴の見守り等）は算定できる。それぞれの介助について細切れとなった報酬の算定対象となる時間を合算し1回のサービスとして算定する。「乗降車の介助」については、包括して評価される。

8 訪問介護の報酬算定時間の間隔

Q 訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする（資料 p1027 介護報酬に係る Q & A 【平成 15 年 4 月版】 Q11 ~ Q13）とあるが、「乗降車介助」が終了した1時間後に食事、入浴等の介護等のための身体介護を算定できるのか。

また、30分未満を1日に複数回提供する巡回型の「身体介護」を利用する場合、利用者の生活習慣等により特に必要がある場合でも、2時間未満の間隔でサービスを提供することができないのか。

A この場合は、明らかに異なるサービスを提供するものであり、概ね2時間以上の間隔がなくても算定できる。

概ね2時間以上の間隔という規定は、報酬が必要以上に算定されないための規定であるため、利用者の生活習慣等により特に必要があり間隔が短くなる場合は、市にケアプランを提示するなどして具体的に確認のうえ、適正なアセスメントに基づきケアプランに位置付けたうえで、介護報酬が過剰に算定されないよう留意したうえで算定すること。

なお、特に必要があるとして市の確認を受けた場合は、支援経過表等に間隔の短縮が必要な理由を記載すること。

9 「身体介護中心型」が算定できる所要時間

Q 身体介護と生活援助を組み合わせるサービスを提供する場合、身体介護の時間がどれだけあれば、「身体介護中心型」が算定できるか。

A 1回の訪問介護の中で身体介護が合計で概ね20分以上行われていれば、「身体介護中心型」+「生活援助加算」が算定できる。多少の身体介護が含まれていてもこれ未満の場合は、「生活援助」で算定する。

また、巡回型サービスの利用で「身体介護中心型」30分未満を算定する場合においても、概ね20分以上の身体介護が必要となる。

（資料 p1027 介護報酬に係る Q & A 【平成 15 年 4 月版】 Q10）

10 「乗降車介助」の前後に連続する「生活援助」について

Q 「乗降車介助」の前後に連続して、「生活援助」に該当するサービスが行われた場合は、両方の報酬を算定できるのか。

A 当該生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り、「乗降車介助」とは別にその所要時間に応じた所定単位数を算定できる。

(資料 p1033 介護報酬に係る Q & A【平成 15 年 4 月版】Q27)

「乗降車の介助」に連続する「生活援助」に該当するサービスの所要時間が概ね 30 分未満の場合は、「乗降車の介助」に含めて算定し、別に「生活援助」を算定できない。

当該生活援助の所要時間が概ね 30 分を超える場合は、「生活援助」の所定単位数を算定でき、連続する「乗降車の介助」も算定できる。 H15.3.18 県介護保険グループ FAX

11 複数のホームヘルパーによる連続した訪問介護について

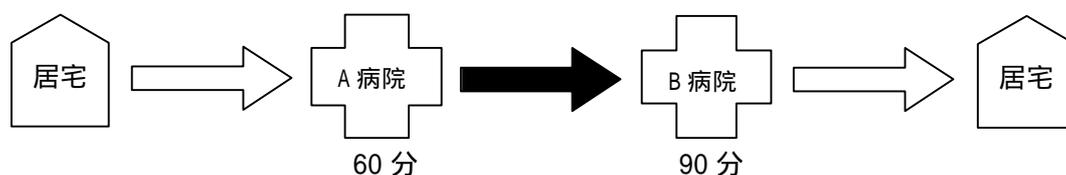
Q 1 人の利用者に対し、2 人のホームヘルパーが連続して訪問介護を行った場合はどのように算定するのか。

A 1 人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合は、訪問介護員等の交代の有無に関わらず、1 回の訪問介護として算定することになる。複数事業所から交代で訪問介護を行った場合でも同様であり、それによる訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる。(資料 p1028 介護報酬に係る Q & A【平成 15 年 4 月版】Q14)

1 回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた単位数を算定する。ホームヘルパーごとに 2 回の訪問介護として算定できない。 H15.3.18 県介護保険グループ FAX

12 2 か所の病院に通院する場合についての報酬の算定方法

Q 介護タクシーを利用し、A 病院の診察を受けた後、自宅に戻らずそのまま B 病院に行く場合、A 病院から B 病院に移動するために乗降車の介助を算定できるか。



A 訪問介護サービスは基本的に居宅において提供されるものであるため、A 病院から B 病院に移動するために利用する介護タクシーについては、乗降車の介助は算定できない。

(資料 p1032 介護報酬に係る Q & A【平成 15 年 4 月版】Q22)

なお、介護報酬 1,000 円を自己負担して利用することは可能である。

また、病院内での付き添いが必要なため、運転手以外にホームヘルパーが利用者とともに車両に乗り(質問 2 の または の場合)「居宅 A 病院 A 病院 居宅」と付き添った場合には、その全ての時間のうち実際に通院介助(必要に応じ見守り等)を行った時間を合算して、一連のサービスとして「身体介護中心型」を算定できる。

(病院内における報酬算定対象となる時間については、設問 7 参照)

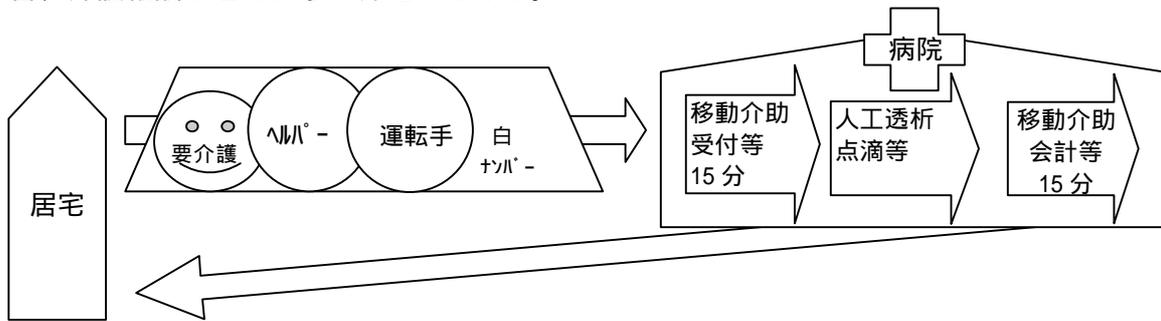
須賀川市 訪問介護に関するQ & A集（第5版）の訂正

本件について、以下のとおり回答を訂正しますのでよろしくお取り計らい願います。

問13のとおりに給付管理を行なったところ、県の指導監査グループの現地指導において、人工透析等で介助の間隔が2時間程度以上（何時経過しても同様）空いた場合であっても、それは一連の行為であり、それぞれに2回の「身体介護中心型」では算定できないとの判断がなされたとのことなので、県介護保険グループ確認したところ、それぞれに2回の「身体介護中心型」では算定できないとの判断がなされましたので、下記の当該部分を削除しますのでご注意ください。 ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

13 通院介助において、病院内で長時間の処置が行われる場合の算定

Q ホームヘルパー事業者の運転手が白ナンバーの無料の車両に要介護者を乗せ、ホームヘルパーが同乗し通院介助を行った場合（質問2の ）で、病院内において長時間の処置（人工透析、点滴、検査等）を行った後、往路と同様の車両を利用し居室まで介助を行った場合、介護報酬はどのように算定するのか。



A 「乗降車の介助」は通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受信中の待ち時間については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず「乗降車の介助」の範囲内であり、待ち時間のみを別に身体介護中心型として算定することはできない。

（資料 p1032 介護報酬に係るQ & A【平成 15 年 4 月版】Q25）

身体中心型の算定については、病院における診察・処置の時間は、基本的に利用者が病院の職員の介助を受けるため、算定できない。ただし、診察・処置上の必要性により介助を行う場合（意思の疎通が困難な利用者の問診の補助、点滴の見守り等）は算定できる。

基本的に「利用者の居室 車両 病院 車両 居室」といった一連の介助を1回のサービスとみなし、それぞれの介助について細切れとなった報酬の算定対象となる時間を合算し1回のサービスとして算定する。

~~ただし、人工透析等の長時間の処置により、介助の間隔が2時間程度以上空く場合については、行きと帰りについて、それぞれ20分以上の身体介護を行えば、2回の「身体介護中心型」として算定できる。この場合においても、行きと帰りの介助時間がそれぞれ20分に満たない場合については、行きと帰りの介助時間を合算して、1回の身体介護中心型を算定することも可能である。~~ H18.10.16 県介護保険グループに確認

また、心身の状態等ケアプラン上の必要性により、病院で処置が終わった後のみ（帰りのみ）通院介助を利用することもできる。

H15.5.29 県介護保険グループに確認

14 同居家族がいる場合の生活援助中心型の算定について

Q 同居家族がいる者については、家族が日中は仕事をしており家にいな場合でも、「生活援助中心型」が算定できないのか。

A 「生活援助中心型」を算定できる場合として、利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされているが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものである。これは、家事を行うことができる同居家族がいるのにもかかわらず、ヘルパーに家事をやってもらうのは適当ではないという趣旨である。

具体的な取扱いについては、個々の事情に応じ、介護支援専門員の良識ある判断によるべきであるが、疑問がある場合は市に確認すること。

15 介護予防訪問介護について

Q 介護予防訪問介護に関する事項

月単位の定額報酬であるが複数事業所の利用は可能か

月単位の定額報酬であるが月途中で事業者を変更した場合の報酬の取扱いは

月単位の定額報酬であるが利用回数や1回当たりのサービス提供時間についての標準はあるのか

月単位の定額報酬であるが当初、週2回程度で算定していたものを月の途中で状況変化により週1回程度のサービス提供と変更した場合の報酬の取扱いは

月単位の定額報酬であるが利用者から過大なサービス提供(倍以上の時間)を求められた場合、これに応じなかった場合、サービス提供拒否で基準違反となるのか

3級ヘルパーであるホームヘルパーがサービス提供に関与した場合の報酬の取扱いは

A 複数事業所の選択はできない。

介護予防ケアマネジメントにおいて設定された利用者の目標の達成を図る観点から1つの事業所を選択する必要がある。

日割計算した報酬となる。

利用回数や1回当たりのサービス提供時間は介護予防サービス計画において設定された目標を勘案し、必要な程度の量を介護予防訪問介護計画に位置づけることとなる。

ただし、必ずしもそれに拘束されるものではなく、目標達成度、利用者の状態変化に合わせて変更することが必要である。

利用回数については、報酬算定においては週1回程度、週2回程度(超)で分かれているが、利用者の状況やサービス内容に応じ、サービス提供事業者が適切に判断し回数を決定するものであり、利用回数を固定化する趣旨ではない。

定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はないが、著しい状況の変化については翌月からの支給区分の変更を検討するべきだと思われる。

月単位の定額報酬の趣旨は利用者の求めに応じて無定量にサービス提供することではなく、介護予防サービス計画において設定された目標を勘案し、必要な程度の量を提供すれば足りるものなので、単に利用時間においてのみ判断するべきではない。

必要な程度の量とは、利用時間によってのみ判断すべきものではなく、利用者の状態、必要とされるサービス内容に応じて所要のプロセスを経たうえでの必要性において定めるべきものである。

(資料 p975、976 平成 18 年 4 月改正関係 Q & A (Vol. 2))、県介護保険報酬等の改正についての質問と回答より抜粋

介護予防訪問介護計画上3級ヘルパーの派遣が予定されている場合には、所定単位数に80/100を乗じて得た単位数を算定する。なお、利用者ごとにみて、月に1人でも3級ヘルパーが関与した場合については、当該月の報酬全体について、80/100を乗じて得た単位数を算定する。

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日老計・老振・老老発第0317001号)

訪問介護報酬算定のポイント ~ 再確認 ~

「乗降車の介助」 文字通りの乗り降りの介助のみでなく、居室からの移動の介助、車両から病院への移動の介助または受付の介助等の一連の行為を行った場合に算定する。

「身体介護中心型」 居宅、移動、移送中、降車、移動、病院内等において20分以上の身体介護を行った場合に算定対象となる。上記「乗降車の介助」のみで支援できる場合は、算定できない。

以上の観点から、今まで「介護タクシー」等をケアプランに位置付けていた利用者のアセスメントを再確認していただき、適正なケアプランの作成に務めてください。

作成・問い合わせ先

須賀川市高齢福祉課介護保険係

〒962-8601 須賀川市八幡町135

TEL 0248-75-1111 内線(296)

FAX 0248-72-5196

MAIL kourei@city.sukagawa.fukushima.jp